

北海道営住宅地下式オイルタンク等保守点検業務実施要領

道営住宅に設置されている地下式オイルタンク等の保守点検業務の実施にあたっては、「消防法」、「危険物の規制に関する政令」、「危険物の規制に関する規則」、これに基づく告示、「地下貯蔵タンク等及び移動貯蔵タンクの漏れの点検に係る運用上の指針について」（平成16年3月18日付け消防危第33号）（以下「法令等」という。）及びこれに基づく地方条例に定めるもののほか、この要領によるものとする。

記

1 点検対象

この契約の対象とする地下式オイルタンク等は、別表に掲げる設備及びそれに付随する配管等とする。

2 点検作業

(1) 点検項目、点検内容及び点検方法は次により実施するものとする。

①地下貯蔵タンク本体、地下埋設配管

法令等に規定されている、加圧法による。

②その他点検項目、点検内容及び点検方法については、法令等による。

(2) 漏洩があった場合には漏洩箇所を特定し、図面及び写真により直ちに総合振興局又は振興局建設指導課に報告すること。

(3) 点検回数及び時期

実施回数 年1回

実施時期 ●月

(4) 点検実施者

点検は危険物取扱者又は危険物施設保安員とする。ただし、危険物取扱者の立会を受けた場合は、危険物取扱者以外の者が点検を行うことができる。

3 委託業務の実施

委託業務を実施する際には、次の事項に留意しなければならない。

(1) 地下オイルタンク等の点検業務を実施しようとするときは、あらかじめ業務担当員及び当該地下オイルタンク等が設置されている道営住宅の管理人に通知すること。

(2) 地下オイルタンク等に故障又は異常を発見したときは、速やかに改善の措置を講じること。

(3) 点検業務の実施に伴い交換が当然必要となるパッキン及びシール類の部品は、本業務に含まれるものとする。

4 業務処理責任者及び業務担当技術者

(1) 本業務の実施に先立ち、業務処理責任者及び業務担当技術者を選任し、次の事項について書面をもって提出する。なお、業務処理責任者及び業務担当技術者に変更があった場合も同様とする。

①氏名 ②生年月日 ③経歴書 ④業務に関する資格者証等(写)

5 委託業務の結果報告

委託業務を実施したときは、その結果を別紙「危険物一般取扱所定期点検記録表」及び点検実施状況を示す写真により、その都度、〇〇総合振興局長、〇〇振興局長に報告すること。

なお、当該報告書を提出するときは、住宅管理人から実施したことを確認した証明印を受けること。

6 その他

修理及び付属品の取替え等の必要がある場合は、〇〇総合振興局長、〇〇振興局長に見積書を提出し、その承認を得た後、修理等を実施するものとする。

附 則

この要領は、平成22年7月27日から適用する。

委 託 契 約 書

北海道（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）とは、業務の委託について次のとおり契約する。

（委託業務）

第1条 甲は、その管理する別表に掲げる道営住宅に設置された地下式オイルタンク及びそれに付随する配管等（以下「オイルタンク等」という。）に係る保守業務（以下「委託業務」という。）の処理を乙に委託し、乙は、これを受託する。

（処理の方法）

第2条 乙は別紙北海道営住宅保守点検業務実施要領（以下「要領」という。）により委託業務を処理しなければならない。

2 前項の要領に定めのない事項については、甲乙協議して処理するものとする。

（委託期間）

第3条 委託期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

2 甲は、前項の規定にかかわらず、契約を締結した日の属する年度の翌年度の歳入歳出予算において、この契約に係る金額について減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる。この場合において、乙は、解除により生じた損害の賠償を請求することはできない。

（委託料）

第4条 甲は、委託業務に対する委託料として金 円（うち消費税及び地方消費税の額 金 円）を乙に支払うものとする。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、金 円とする。

〔契約保証金は、免除する。〕

（注）〔 〕書きの部分は、契約保証金を免除する場合に使用する。

（権利義務の譲渡等）

第6条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託の禁止）

第7条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（業務担当員）

第8条 甲は、乙の委託業務の処理について必要な連絡指導に当たる業務担当員を定め、乙に通知するものとする。業務担当員を変更した場合も、同様とする。

（業務処理責任者等）

第9条 乙は、委託業務の処理について業務処理責任者及び業務担当技術者を定め、甲に通知するものとする。業務処理責任者又は業務担当技術者を変更した場合も、同様とする。

2 業務処理責任者と業務担当技術者とは、これを兼ねることができるものとする。

（業務処理責任者等の変更請求等）

第10条 甲は、業務処理責任者又は業務担当技術者が、委託業務の処理上著しく不相当と認められるときは、その理由を付した書面により、乙に対し、その変更を請求することができる。

2 乙は、前項の請求があったときは、その日から10日以内に必要な措置を講じ、その結果を甲に通知しなければならない。

（定期点検）

第11条 定期点検の時期は、平成 年 月の1回とする。

2 乙は、前項の点検時期には、この契約の対象となる機器の設置箇所に業務担当技術者を派遣し、当該機器の点検及び調整を行わなければならない。

(甲の請求による点検)

第12条 乙は、前条の定期点検以外の場合であっても、甲が機器に異状を認めてその点検及び調整を乙に請求したときは、遅滞なく、前条第2項に規定する措置を取らなければならない。

(機器の修繕)

第13条 乙は、前2条による点検によって機器の故障を発見し、修繕を要すると認められる場合において、部品を交換する必要があるとき又は特別の資材を使用する必要があるときは、甲にその見積書を提出し、その承認を受けて当該機器の修繕を行うものとする。

2 前項の修繕に要する費用は、甲の負担とする。

(保守点検等の報告)

第14条 乙は、点検又は修繕を実施したときは、当該点検又は修繕の結果を記載した書面を甲に提出し、その確認を受けなければならない。

(委託料の請求及び支払)

第15条 乙は、第11条の規定による定期点検を終了したときは、甲に対して委託料の支払の請求をするものとする。

2 甲は、前項の適法な請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に当該委託料を支払うものとする。

3 甲は、その責めに帰すべき理由により前項の委託料の支払が遅れたときは、当該未払金額につきその遅延日数に応じ、年3.3パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を乙に支払うものとする。

4 委託料の支払場所は、北海道 総合振興局又は振興局出納員の勤務の場所とする。

(契約の解除)

第16条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

(1) 委託業務の処理が著しく不相当であると明らかに認められるとき。

(2) その責めに帰すべき理由によりこの契約に違反したとき。

(3) 第3項に規定する理由によらないで契約解除の申出をしたとき。

2 甲は、前項各号に定める場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合においては、甲は、この契約を解除しようとする日の30日前までに、乙に通知しなければならない。

3 乙は、甲の責めに帰すべき理由によりこの契約を履行することができないと認められるときは、この契約を解除することができる。

第16条の2 甲は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、乙は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

(1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条第1項に規定する排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)を受け、かつ、当該排除措置命令が同条第7項又は独占禁止法第52条第5項の規定により確定したとき。

(2) 乙が独占禁止法第50条第1項に規定する課徴金(以下「課徴金」という。)の納付命令(以下「納付命令」という。)を受け、かつ、当該納付命令が同条第5項又は独占禁止法第52条第5項の規定により確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消されたときを含む。)

(3) 乙が、独占禁止法第66条に規定する審決(同条第3項の規定による原処分全部を取り消す審決を除く。)を受け、かつ、当該審決の取消しの訴えを独占禁止法第77条第1項に規定する期間内に提起しなかったとき。

- (4) 乙が独占禁止法第77条第1項の規定により審決の取消しの訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- (5) 排除措置命令又は納付命令(これらの命令が乙以外のもの又は乙が構成事業者である事業者団体に対して行われ、かつ、各名あて人に対する命令すべてが確定した場合(独占禁止法第49条第7項、第50条第5項若しくは第52条第5項の規定により確定した場合(当該確定した納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。))若しくは独占禁止法第66条に規定する審決(同条第3項の規定による原処分全部を取り消す審決を除く。))を受け、かつ、当該審決の取消しの訴えを独占禁止法第77条第1項に規定する期間内に提起しなかった場合又は同項の規定により審決の取消しの訴えを提起した場合において当該訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したときをいう。次号において「確定した場合」という。)において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (6) 排除措置命令又は納付命令(これらの命令が乙に対して行われたときは乙に対する命令で確定した場合における当該命令を、これらの命令が乙以外のもの又は乙が構成事業者である事業者団体に対して行われたときは各名あて人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。)により、乙に独占禁止法に違反する行為があったとされる期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定した場合は、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間(独占禁止法第7条の2第1項に規定する実行期間をいう。))を除く。)に入札又は北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号)第165条第1項若しくは第165条の2の規定による見積書の徴取が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき(当該違反する行為が、この契約に係るものでないことが明らかであるときを除く。))。
- (7) 乙(乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。)について、独占禁止法第89条第1項、第90条若しくは第95条(独占禁止法第89条第1項又は第90条に規定する違反行為をした場合に限る。)に規定する刑又は刑法(明治40年法律第45号)第96条の3若しくは第198条に規定する刑が確定したとき。

(損害賠償)

第17条 第16条第1項の規定により契約が解除されたときは、この契約に関し乙が納付した契約保証金(契約保証金の納付に代えて提供した担保を含む。)は、甲に帰属する。

〔第16条第1項の規定により契約が解除されたときは、乙は、委託料の額の100分の10に相当する額の賠償金を甲に支払わなければならない。〕

(注) 〔 〕書きの部分は、契約保証金を免除する場合に使用する。

- 2 第16条第2項又は第3項の規定により契約を解除した場合において、乙に損害があるときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。
- 3 乙は、その責めに帰すべき理由により委託業務の処理に関し甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 4 前2項の規定により賠償すべき損害額は、甲乙協議して定めるものとする。
- 5 乙は、委託業務の処理に関し、第三者に損害を与えたときは、乙の負担においてその賠償をするものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、甲の負担とする。

第17条の2 乙は、この契約に関して、第16条の2各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として委託料の額の10分の2に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同条第1号及び第3号から第6号までに掲げる場合において、排除措置命令又は審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9

項に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売であるときその他甲が特に認めるときは、この限りでない。

2 甲は、実際に生じた損害の額が前項の委託料の額の10分の2に相当する額を超えるときは、乙に対して、その超える額についても賠償金として請求することができる。

3 前2項の規定は、契約を履行した後においても適用があるものとする。

（相殺）

第18条 甲は、乙に対して金銭債権があるときは、乙が甲に対して有する契約保証金返還請求権、委託料請求権その他の債権と相殺することができる。

（秘密の保持）

第19条 乙は、委託業務の処理に関し知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

2 乙は、その使用する者が委託業務の処理に関し知り得た秘密を他に漏らさないようにしなければならない。

（管轄裁判所）

第20条 この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の裁判所とする。

（契約に定めのない事項）

第21条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 北海道

総合振興局長又は振興局長

印

住 所

乙 氏 名

印

附 則

この契約書は、平成22年7月27日から適用する。

年 月 日実施
保存期限 年 月 日

危険物一般取扱所定期点検記録表
(共同住宅の燃料供給施設)

事業所名 _____

1 点検について

定期点検は、消防法第14条の3の2の規定により行うものです。

- (1) 実施時期 1年に1回以上
- (2) 点検内容等 危険物施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合しているかどうかについて行います。
- (3) 記録業の保存年限 3年間
- (4) 点検実施者 危険物取扱者又は危険物施設保安員。ただし、危険物取扱者の立会を受けた場合は、危険物取扱者以外のものが点検を行うことができます。

2 定期点検の実施方法及び点検表の記入要領

点検は次の方法で行ってください。

- (1) 点検実施者は、この定期点検記録表中の「点検項目」、「点検内容」及び「点検方法」にしたがって点検してください。
- (2) 点検の結果は次の要領で点検記録表の「点検結果」欄に記入して下さい。
 - ・「基準に適合」 …………… 「○」
 - ・「基準に不適合」 …………… 「×」
 - ・「不明」 …………… 「△」
 - ・「該当項目なし」 …………… 「—」
- (3) 点検の結果が「×」又は「△」の場合には、その理由・内容を、又当該事項について改修した時は「措置年月日・措置内容」欄にそれぞれ記入して下さい。
- (4) この定期点検記録表について、消防機関から提示を求められたときは提示して下さい。

一般取扱所定期点検記録表（共同住宅等の燃料供給施設）

事業所名					
所在地					
点検対象	製造所等の区分	一般取扱所			
	設置許可年月日・番号	年 月 日・	第	号	
	完成検査年月日・番号	年 月 日・	第	号	
	施設名				
	危険物の類別、品名（品目）、最大取扱数量、倍数	第4類 第	石油類（	） リットル 倍	
点検実施者	危険物取扱者	所 属			
		氏 名	ⓐ		
		免状の区分		免状番号	
	上記以外の者	会 社 名			
		所 属			
		氏 名	ⓐ		
	立会危険物取扱者	所 属			
		氏 名	ⓐ		
		免状の区分		免状番号	
	点検年月日	年 月 日	保存期限	年 月 日	
特 記 事 項					

以上 実施したことを確認する。 住宅管理人 _____ 印

点 検 項 目		点 検 内 容	点検方法	点検結果	措置年月日及び措置内容
地 下 貯 蔵 タ ン ク	上 部 ス ラ ブ	亀裂、崩没、不等沈下の有無	目視		
	タ ン ク 本 体	漏えいの有無	※ 1		
	計 量 口	蓋の閉鎖状況	目視		
		変形、損傷の有無	目視		
	通 気 管	腐食、損傷の有無及び固定状況の適否	目視		
		引火防止網の脱落、目づまり等の有無	目視		
	危険物の漏れを検知する設備（漏えい検査管等）	変形、損傷、土砂堆積の有無	目視、※ 2		
	漏 え い 検 知 装 置 （二重殻タンク）	損傷の有無	目視		
警報機能の適否		作動確認			
屋 内 貯 蔵 タ ン ク	タ ン ク 本 体	漏えいの有無	目視		
		変形、損傷、亀裂の有無	目視		
		塗装状況及び固定状況の適否	目視		
	通 気 管	腐食、損傷の有無及び固定状況の適否	目視		
		引火防止網の脱落、目づまり等の有無	目視		
	防 油 堤 等	亀裂、変形、損傷及び滞油の有無	目視		
	建 屋 及 び 附 属 設 備	屋根(上階の床)、壁、床の亀裂、損傷等の有無	目視		
		防火戸の変形、損傷等の有無及び閉鎖状況の適否	目視、作動確認		
		換気設備等の機能の適否	目視、作動確認		
		照明設備の機能の適否	目視、作動確認		
貯留設備の滞油の有無		目視			
電 気 防 食 設 備	端子箱の損傷、端子のゆるみ	目視			
	防食電位（電流）の適否	電位計による測定			
計 装 置	液 量 自 動 表 示 装 置	変形、損傷の有無	目視		
		作動状況及び指示の適否	目視		
	遠 隔 液 量 表 示 装 置	変形、損傷の有無	目視		
		作動状況及び指示の適否	目視		

点 検 項 目		点 検 内 容	点検方法	点検結果	措置年月日及び措置内容
注 入 口		変形、損傷の有無	目視		
		接地電極の損傷の有無	目視		
		接地抵抗値の適否	接地抵抗計による測定		
		施錠の有無	目視		
配 管 ・ バ ル ブ 等	配 管 (可撓部を含む。)	漏えいの有無	目視、※1		
		変形、損傷の有無	目視		
		塗装状況の適否及び腐食の有無	目視		
		固定の適否	目視		
	点 検 ボ ッ ク ス	亀裂、損傷、滞油、滞水、土砂等の堆積の有無	目視		
	フ ラ ン ジ ・ バ ル ブ 等	漏えい、損傷等の有無	目視		
		開閉機能の適否	目視、作動確認		
フランジ、ボルト等のゆるみ等の有無		目視又はハンマーテスト			
設 備	ポ ン プ (電磁ポンプを含む。)	漏えいの有無	目視		
		変形、損傷の有無	目視		
ポ ン プ 設 備	ポ ン プ (電磁ポンプを含む。)	異音、異常振動、異常発熱の有無	目視、作動確認		
		塗装状況及び腐食の有無	目視		
		固定ボルトの腐食及びゆるみ等の有無	目視		
	ポ ン プ ア ー ス	断線、取付部のゆるみ等の有無	目視		
		接地抵抗値の適否	接地抵抗計による測定		
	囲い、床、貯留設備	変形、亀裂、損傷及び滞油、滞水の有無	目視		
	建 屋 及 び 附 属 設 備	屋根(上階の床)、壁、床の亀裂、損傷等の有無	目視		
		防火戸の変形、損傷等の有無及び閉鎖状況の適否	目視、作動確認		
		換気設備等の機能の適否	目視、作動確認		
		照明設備の機能の適否	目視、作動確認		
中 継 タ ン ク	タ ン ク 本 体	漏えいの有無	目視		
		変形、亀裂、損傷の有無	目視		
		塗装状況及び固定状況の適否	目視		

点 検 項 目		点 検 内 容	点検方法	点検結果	措置年月日及び措置内容	
中 継 タ ン ク	通 気 管	腐食、損傷の有無及び固定状況の適否	目視			
		引火防止網の脱落、目づまり等の有無	目視			
	防 油 堤 等	亀裂、変形、損傷及び滞油の有無	目視			
	緊 急 遮 断 弁	漏えいの有無	目視			
		変形、損傷の有無	目視			
		作動状況の適否	作動確認			
	建屋及び附属設備	屋根(上階の床)、壁、床の亀裂、損傷等の有無	目視			
		防火戸の変形、損傷の有無及び閉鎖状況の適否	目視、作動確認			
	建屋及び附属設備	換気設備の損傷の有無及び機能の適否	目視、作動確認			
		照明設備の機能の適否	目視、作動確認			
		フロートスイッチの変形、損傷の有無	目視			
	戸 別 タ ン ク	タ ン ク 本 体	漏えいの有無	目視		
変形、亀裂、損傷の有無			目視			
塗装状況及び固定状況の適否			目視			
蝶ネジの締め付け状況の適否			目視			
ボールタップの損傷の有無及び機能の適否			目視			
フロートスイッチの変形、損傷の有無			目視			
別 系 統 の ボ イ ラ ー 等	自動吸上げ給油装置 (サービスタンクを含む。)	漏えいの有無	目視			
		変形、亀裂、損傷の有無	目視			
		塗装状況及び固定状況の適否	目視			
	通 気 管	腐食、損傷の有無及び固定状況の適否	目視			
		引火防止網の脱落、目づまり等の有無	目視			
	防 油 堤 等	亀裂、変形、損傷及び滞油の有無	目視			
	ボ イ ラ ー 等	本 体	変形、亀裂、損傷等の有無	目視		
			固定状況の適否	目視		
		バ ー ナ ー 等	漏えいの有無	目視		

点 検 項 目		点 検 内 容	点検方法	点検結果	措置年月日及び措置内容
イ別 ラ系 統の 等ボ	ボイ ラー 等	バーナー等	取付け部のゆるみ等の有無	目視	
			機能の適否	目視	
緊急遮断スイッチ		変形、損傷の有無及び機能の適否	目視、作動確認		
電 気 設 備		配線の及び機器の損傷の有無	目視		
		機能の適否	作動確認		
標 識 、 掲 示 板		取付状況、記載事項の適否及び損傷、汚損の有無	目視、作動確認		
消 火 設 備	消 火 器	位置及び設置数	目視		
		外観的機能の適否	目視		
	消火器以外の 消火設備	消火設備点検表による。			
警 報 設 備		変形、損傷の有無	目視		
		機能の適否	作動確認		
そ の 他					
特 記 事 項					

注1 地下タンクのタンク本体及び地下埋設配管の漏えいの有無については、「地下貯蔵タンク等及び移動貯蔵タンクの漏れの点検に係る運用上の指針について」（平成16年3月18日付け消防危第33号）により点検すること。

注2 検査棒等により確認するとともに、併せて漏えい危険物の有無についても確認すること。